

平成31年3月18日

東海倉庫協会 御中

名古屋税関

名古屋税関本関地区における即位日等休日法の施行に伴う
大型連休に係る税関業務処理体制について

平素は、税関行政の円滑な運営に当たり、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、即位日等休日法の施行に伴う大型連休に係る税関業務につきましては、別紙のとおりとさせていただきますので、何卒御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

つきましては、お手数ではありますが、会（組合）員の皆様にも御連絡いただきますようお願い申し上げます。

名古屋税関ホームページで御案内しております

アドレス：<http://www.customs.go.jp/nagoya/>

即位日等休日法の施行に伴う大型連休に係る 税関業務処理体制について

名古屋税関

名古屋税関本関、南部及び西部の各出張所並びに岐阜政令派出事務所における大型連休中の通関・保税・監視関係手続については、下記のとおり取り扱います。

記

1. 輸出入通関・保税関係手続

期 間	本関並びに南部及び西部各出張所	岐阜政令派出事務所
4月27日(土) ～ 5月6日(月)	業務部特別通関部門(電話：052-654-4117)において処理いたします。 【職員常駐時間 08:30～17:00】 ※4月28日(日)及び5月5日(日)は常駐いたしません、事前に要請を頂いた場合は対応します。	終日閉庁します。 閉庁期間中に申請を予定している場合は、4月26日(金)午後5時までにご連絡ください。

(注)・包括保税運送承認等、一部の保税業務については、特別通関部門では処理できません。
ご不明な点は、4月26日(金)午後5時までには該当の保税地域を管轄する官署の保税担当部門まで照会願います。

- ・職員常駐時間外に緊急の用件が生じた場合は、次へ照会願います。
監視部監視取締部門 電話：052-398-4226

2. 監視関係手続

期 間	監視部監視取締部門	監視部監視通関部門、南部及び西部出張所
4月27日(土) ～ 5月6日(月)	通常どおり	監視部監視取締部門において処理いたします。

3. その他

名古屋税関本関、南部及び西部の各出張所並びに岐阜政令派出事務所以外の官署における大型連休中の税関業務処理体制については、それぞれの官署から関係者にお知らせすることとしております。